

身体障害者障害程度等級表

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級つえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、当該級とする。
- 2 肢体不自由において七級に該当する障害がある場合は、六級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を動察して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

級別		視覚障害		聴覚障害		平衡機能障害		音声機能障害		上肢機能障害		下肢機能障害		体幹機能障害		上肢機能障害		移動機能障害	
三級	4 両眼開放視認点数が 七〇点以下かつ両眼 中心視野以下かつ 四〇点以下のもの	3 左眼視角が五度以下 右眼視角が六度以下 の視野	2 周辺視野の総和が 左眼視角が五度以下 右眼視角が六度以下 の視野	1 視力の良い方の視 力が〇・〇八以下 のものを除く。	4 両眼開放視認点数が 七〇点以下かつ両眼 中心視野以下かつ 四〇点以下のもの	3 視標による視野角 が左眼視角が五度 以下右眼視角が六 度以下のもの	2 視力の良い方の視 力が〇・〇四以下 のものを除く。	1 視力の良い方の視 力が〇・〇二以下 のものを除く。	1 両上の機能の著しい障害	2 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの
二級	4 両眼開放視認点数が 七〇点以下かつ両眼 中心視野以下かつ 四〇点以下のもの	3 左眼視角が五度以下 右眼視角が六度以下 の視野	2 周辺視野の総和が 左眼視角が五度以下 右眼視角が六度以下 の視野	1 視力の良い方の視 力が〇・〇八以下 のものを除く。	4 両眼開放視認点数が 七〇点以下かつ両眼 中心視野以下かつ 四〇点以下のもの	3 視標による視野角 が左眼視角が五度 以下右眼視角が六 度以下のもの	2 視力の良い方の視 力が〇・〇四以下 のものを除く。	1 視力の良い方の視 力が〇・〇二以下 のものを除く。	1 両上の機能の著しい障害	2 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの
一級	4 両眼開放視認点数が 七〇点以下かつ両眼 中心視野以下かつ 四〇点以下のもの	3 左眼視角が五度以下 右眼視角が六度以下 の視野	2 周辺視野の総和が 左眼視角が五度以下 右眼視角が六度以下 の視野	1 視力の良い方の視 力が〇・〇八以下 のものを除く。	4 両眼開放視認点数が 七〇点以下かつ両眼 中心視野以下かつ 四〇点以下のもの	3 視標による視野角 が左眼視角が五度 以下右眼視角が六 度以下のもの	2 視力の良い方の視 力が〇・〇四以下 のものを除く。	1 視力の良い方の視 力が〇・〇二以下 のものを除く。	1 両上の機能の著しい障害	2 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢を腕の二分の一以上 で欠くもの

太枠内は1種